

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立長池小学校

校長名 伊藤 慎敬 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

本校の教育目標は、「社会に開かれた教育課程」の具現化をめざし、児童の実態や地域・保護者の期待、教師の願いに基づき、人権尊重や社会貢献の精神を培い児童一人ひとりの個性・能力を伸ばし、調和のとれた心身ともに健康な児童を育成し、以下の児童像を定める。

- ◎よく考え 学ぶ子(重点目標) (主体的に考え、すすんで学ぶ児童の育成)
- ・思いやりをもち、助け合う子 (互いを尊重し協力する児童の育成)
- ・明るく 元気な子 (心身ともに健康な児童の育成)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成

- ①課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等を育むために、各教科等において「主体的・対話的で深い学び」を実現できる授業を実施する。
- ②1人1台の学習用端末による、児童一人ひとりの課題に応じた学習に取り組むことで、児童の学びに向かう力、人間性等の育成を図る。

イ 豊かな心の育成

道徳教育を中心とした全教育活動を通して、自己理解や他者理解を深め、自己肯定感を育むとともに、思いやりをもち、互いに学び合い高め合っていこうとする態度を育てる。

ウ 健やかな体の育成

- ①体力や健康に関わる児童の実態を把握し、楽しく運動に取り組める授業展開や教材の工夫、体力向上の継続的な取組、校庭の整備・活用等を通して心身ともに健康な児童の育成を図る。
- ②食に関心をもち、食を楽しみ、食に関する理解を深めようとする態度を育てる。

エ 不登校児童への支援

八王子市不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、全ての児童が人や社会とつながり、自分が認められた存在であると実感できるよう家庭や関係諸機関との連携を強化し、一人ひとりの状況に応じた支援や環境整備の充実を図る。

オ いじめ防止等の取組

八王子市教育委員会いじめ総合対策を踏まえ、教職員組織、家庭、地域や関係諸機関との連携を図り、いじめ問題や児童の悩み等、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図る。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、全ての児童が障害の有無にかかわらず、共に学び、互いに尊重し合い、助け合い、自立できるような姿勢を育む。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【松木中学校グループ(長池小、松木小)】

- ①八王子市小中一貫教育に関する基本方針に基づき、松木中学校グループ3校が「高め合い、ともにすすんで社会・地域に貢献する児童・生徒」を育成することを共通目標とし、9年間を切れ目なくつなぐ教育活動を推進し、児童・生徒理解や学習・生活指導の充実を図る。
- ②地域運営学校として、3校合同学校運営協議会と協働して、家庭や地域との連携を強化し、地域の願いや特色を活かした教育活動のさらなる充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等（外国語活動を含む）

ア 各教科

- ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、発問の工夫、思考する時間の確保、協働的な学習等を通して、主体的に学ぶ力や考えを深めていく力、論理的な思考力の育成を図る。
- ② 小中一貫教育学力定着プロジェクトチームが中心となり、八王子市学力定着度調査等の結果を分析し、児童の学習状況を把握し、はちおうじっ子ミニマムや1人1台の学習用端末を使った個別学習など、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図る。
- ③ 1人1台の学習用端末を情報の収集や自分の考えを整理するためのツールとして活用し、自他の考えを共有することで学習の質を向上させる。また、学習コンテンツを活用し、一人ひとりの習熟の程度に合わせた補充問題に取り組み、学力の確実な定着と成果の確認を図る。
- ④ 授業に活かすための授業研究を推進し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために1人1台の学習用端末やICTを活用した授業改善の取組をすすめる。
- ⑤ 児童の学力や学習意欲の向上、また複数教員の連携による理解のつまずきの早期発見といった教科担任制の意義について、児童・保護者・地域に周知し、共通理解の醸成に努める。
- ⑥ 高学年においては、学級の実態に応じて教科等における教員の専門性を生かした教科担任制の授業を実施し、学力および学習意欲の向上を図るとともに、より専門性の高い指導の充実と多面的・多角的な児童理解に活かす。

イ 総合的な学習の時間

- ① 小中学校の接続や地域の特色を踏まえ、各教科等と関連を図りながら横断的・総合的な学習や協働的・探究的な学習活動を工夫し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
- ② 私たちの郷土である八王子の自然環境、伝統・文化、社会生活の中から自ら学習課題を見付けるとともに、探究的な学習に主体的・協働的に取り組ませることで、SDGsの視点から地域への愛情を育み、地域の一員としてこれからの八王子を担う児童を育てる。
- ③ 地域や郷土への愛着を深めるために、八王子の歴史を学ぶ郷土学習を実施する。低学年では、地域の長池公園を活用した生活科の学習を実施する。中、高学年では、松木地区浄瑠璃祭りについて学ぶ学習や八王子と日光の関わり等について学ぶ学習を実施する。

ウ 特別活動

- ① 話し合い活動や係活動を通して、学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自分の良さや得意なことを見付け、集団のために役立てようとする態度や、希望や目標をもち実現に向けて日常生活をよりよくしようとする態度を育成する。
- ② 代表委員会を中心に行う「ふれあい集会」を実施し、「いじめ防止」や「あいさつ」などについて、児童の自主的、自発的な活動を充実させる。
- ③ 遠足や集団宿泊の行事を通して、児童の見聞を広めるとともに、より良い人間関係の構築や、集団生活の在り方、公衆道徳などについて体験的に身に付けられるようにする。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

ア 「思いやりをもち、助け合う子」の実現に向け、児童の実態や地域の課題、保護者や教員の願いに基づいた、より実践的な道徳教育を、教育活動全体を通して計画的に推進する。特に、「生命の尊さ」「親切・思いやり」「善悪の判断、自律、自由と責任」を重点指導項目とし、家庭・地域と一体となった心の教育を推進する。

イ 「道徳授業地区公開講座」のテーマをより身近な児童の実態や地域社会の課題と関連付け、学校・家庭・地域の連携を深め、三者が一体となって児童の心の教育の充実を図る。

ウ 道徳教育全体計画、年間指導計画及び別葉を基に、主たる教材である教科書、東京都道徳教育教材集の活用により多面的・多角的に深く考え、議論することを通して、児童一人ひとりが自己を見つめ、主体的に道徳的实践力を身に付けられるようにする。

(3) キャリア教育

ア 松木中学校グループの強みを活かし、浄瑠璃祭りなどの地域との連携を中心に義務教育9年間を見通したキャリア教育を実施し、社会的・職業的自立に向けて学び、希望をもって主体的に関わる態度を育成する。

イ 地域社会との連携や地域資源の活用を図るため、松木地区浄瑠璃祭りを中心に、松木地区の魅力や歴史について学ぶ活動を通して、これからの社会を支えていくための資質・能力の育成に努める。

ウ 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、児童が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりして自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげていく。また、家庭との連携を図りながら、将来の生き方や自己の成長について考える機会を設け、児童のキャリア意識の醸成を図る。さらに、児童一人ひとりの特性やニーズに応じて多様な学びの機会を提供し、その可能性を最大限に伸ばすことをめざす。

(4) 特別支援教育

- ア 都立特別支援学校との副籍交流や特別支援学級との交流、共同学習、学校行事などへの参加を通して、互いに相手を思いやる心と共に生きる姿勢を育む。
- イ 特別支援教室の巡回訪問指導の充実を図るとともに、スクールカウンセラー、学校サポーターや外部支援機関との連携を深め、学校生活支援シートや個別指導計画を活用した組織的・計画的な取組を推進する。また、1人1台の学習用端末の活用や指導方法の工夫、合理的配慮等の提供により、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や支援体制を構築する。
- ウ 通常学級における障害理解教育とユニバーサルデザインの視点に立った指導を通して、全ての児童が適切な学習機会を得られるようにし、多様性を認め合うインクルーシブな教育の実現をめざす。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① あいさつ運動や浄瑠璃祭り等、青少年対策松木地区委員会やながいけ会等の活動への参加を促し、地域及び保護者と連携し、礼儀や感謝、奉仕の心、敬愛の情等を育て、児童の健全育成を図る。
- ② 児童の願いや実態、社会の状況等に即して学校生活のきまりの改善を図る。
- ③ 「『生命（いのち）の安全教育』指導の手引き」や、「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』」を基に、児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための学習を全学年で各教科等の指導に位置付け、発達段階に応じて養護教諭と連携し指導する。

イ いじめ防止等の取組

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行うために、毎週金曜日の6時間目を「いじめ対応のための時間」とし、教職員の情報共有や対応記録作成等を行う。また、組織的な校内体制を確立するために、週1回以上「学校いじめ対策委員会」を実施する。
- ② 週1回の「いじめ対応のための時間」において、月に2～3回、「児童と向き合う時間」（長池タイム）を設定し、生活や学習に関する悩みに対応する時間とすることで、児童が相談できる大人として教員が関わり、いじめ総合対策の一つとする。
- ③ ふれあい月間の取組では、児童アンケートやQ-Uを活用しながら、よりよい児童の関わり合いを促す。また、児童の主体的な取組として、代表委員会主催のふれあい集会を設定し、スローガン作成を通して、いじめの未然防止に取り組む。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを核とし、「個票システム」の活用により不登校傾向の児童の実態を早期把握し、児童に寄り添い、学校が居心地の良い場所となるように毎週情報共有や対応策の検討の機会を設ける。また、登校支援コーディネーターを中心としたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制を充実させる。そして、適応指導教室等の外部機関と密に連携し、不登校児童を多様な学びの場へつなぐとともに、社会的自立を支援する。
- ② 学習用端末を活用した面談や学習サポート、別室や放課後を活用した登校支援など、保護者との連携のもと、不登校児童の支援ニーズを把握し一人ひとりの状況に応じた支援を充実させる。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマム）

社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向け、「はちおうじっ子ミニマム」を活用し、夏季休業期間中に「夏休み学習会（補習教室）」を実施し、児童の学力向上を図る。また、長期休業期間中や休業日には、学習用端末を持ち帰り、家庭と連携し、個に応じた学習コンテンツに取り組み、一人ひとりの学力の基礎・基本の定着を図る。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）松木小、長池小の第6学年と松木中学校第3学年が10月に交流会、2月に新入生児童説明会を行う。いじめ防止「はちおうじっ子サミット」に向けて、児童会・生徒会が交流する。小学校の行事等に生徒がボランティアとして参加する。また、第2学年生徒が両小学校で職場体験を行う。
- （取組2）小中一貫教育の日を中心に、学力定着プロジェクトチームによる学力定着度調査等の結果分析と授業改善の取組内容を共有し、義務教育9年間を通して連続した指導を行う。切れ目のない学習指導のために、中学校へ進学する児童の学習状況の引継ぎを確実にを行う。
- （取組3）Q-Uの結果を活用し、学期ごとに指導内容を重点化して児童・生徒の実態を把握する。また、小中一貫教育の日を中心に担任等が情報共有し、共通理解と共通取組の検討を行う。
- （取組4）3校合同学校運営協議会主催の「浄瑠璃祭り」実行委員、保護者組織「ながいけ会」と連携し、児童が自ら参加する場を設け、成長する機会をつくる。また、青少年対策松木地区委員会等、地域と連携したあいさつ運動や、松木中学校区で連携した漢検などを実施する。

イ その他

- ① 「八王子市版情報活用能力系統表」を活用し、義務教育9年間を見通したICT機器活用の資質・能力の育成を図る。
- ② 近隣の保育園・幼稚園との保・幼・小連携の日を通じて情報共有を図り、児童の発達や学びの連続性を踏まえた『保・幼・小の架け橋カリキュラム』を活用し、円滑な小学校進学を図る。
- ③ 青少年対策松木地区委員会主催の標語コンクールや地域活動に取り組む様子等を、キャリア・パスポートや通知表を通して学校と家庭で共有しながら適切に見取り、価値付ける。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	14	3	20	22	18	19	16	18	16	203
2	17	20	21	14	3	20	22	18	19	16	18	16	204
3	17	20	21	14	3	20	22	18	19	16	18	16	204
4	17	20	21	14	3	20	22	18	19	16	18	16	204
5	17	20	21	14	3	20	22	18	19	16	18	17	205
6	17	20	21	14	3	20	22	18	19	16	18	16	204
備 考	*第1学年は、4月の始業式は参加しないため1日減。 *都民の日 10月1日(水)を授業日とする。 *夏季休業日 7月21日(月)から8月26日(火)までとする。 *第1学年から第4学年は、卒業式に参加しないため、1日減。 *第6学年は、修了式に参加しないため1日減。 *開校記念日の6月9日(月)は、授業日とする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(5)	70(5)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(5)	1015(5)	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会 活動	児童会集会活動	5	5	5	5	5	5
	委員会活動					11	11
クラブ活動					14 2/3	14 2/3	14 2/3
学校行事		50 1/3	51	45	45 1/3	68 1/3	71 1/3
学級・学年の裁量の時間		21 2/3	7 2/3	6	5	6	6

イ 1単位時間

- ・1単位時間を45分とする。
- ・クラブ活動においては、1単位時間を60分とし、11回実施する。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

- ・「短い時間を活用した教科等指導」の実施
 学年：第4学年・第5学年・第6学年
 曜日：火曜日・金曜日
 内容：外国語、国語
 時間：朝の帯タイム（8：20から8：35まで）を活用し、朝学習「まなびたいむ」を通年実施する。
 年間総時数：第4学年23 1/3時間・第5学年23 1/3時間・第6学年23 1/3時間
 （1回15分とし、年間70回23 1/3時間分を実施。）
- ・委員会、クラブ活動を行わない火曜日の6時間目を授業とする。
 増加時数・・・第4学年 13時間、第5学年 13時間、第6学年 13時間
- ・第2学年～第6学年は、5月2日（金）離任式の為、6時間目を授業とする。
- ・第6学年は、7月13日（日）移動教室の為、6時間授業とする。
- ・第5学年は、9月26日（金）移動教室の為、6時間目を授業とする。
- ・第1・2学年は、9月30日（火）低学年合同遠足の為、6時間目を授業とする。
- ・第6学年は、11月4日（火）音楽会準備の為、6時間目を授業とする。
- ・第3学年は、1月20日（火）クラブ見学の為、6時間目を授業とする。
- ・第5学年は、1月27日（火）作品展片付けの為、6時間目を授業とする。

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

- ・総合的な学習の時間
 第3学年 「夢おきなすまち八王子」八王子の絹織り物調べ 5時間
 第4学年 「長池探検隊」自分たちの住んでいる地域調べ 5時間
 第5学年 「地球とともに生きている」八王子の自然環境調べ 10時間
 第6学年 「日光ふしぎ発見隊」日光の歴史調べ 5時間
 「八王子の歴史について調べてみよう」八王子の歴史調べ 3時間
 「共に生きる社会へ」地域の福祉調べ 2時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・夏季休業期間中に復習問題を中心とした「夏休み学習会」を全3回、各1時間実施する。
- ・第1学年は、入学に伴う学校生活への適応のための指導を、4月に全6回、各1時間実施する。
- ・全校朝会、集会、まなびたいむを行わない日の朝の帯タイム（8：20から8：35まで）に、「はちおうじっ子ミニマム」の問題や類題の実施・解説を通年行う。

カ その他